ID:　139

担当部署:　都市政策部 都市戦略室 建築住宅課

処分の概要	改良住宅の自動車保管場所の証明手数料の徴収
例規名 根拠条項	芦屋市改良住宅の設置及び管理に関する条例　第12条第3項及び第4項(芦屋市営住宅の設置及び管理に関する条例第45条の2第2項の準用)
例規番号	昭和61年条例第22号

【根拠条文】

(準用)

第12条

3　別表第1に掲げる自動車保管場所の管理については、この条例に定めるもののほか、市営住宅条例第43条から第47条まで(第44条第2項を除く。)及び第51条の規定を準用する。

4　別表第2に掲げる自動車保管場所の管理については、この条例に定めるもののほか、市営住宅条例第43条から第47条の2まで(第44条第2項を除く。)及び第51条の規定を準用する。この場合において、市営住宅条例第47条の2第3項中「別表第3」とあるのは「別表第2」と読み替えるものとする。

【基準】

準用する芦屋市営住宅の設置及び管理に関する条例第45条の2の規定による。

(保管場所の証明)

第45条の2　市長は、使用者の請求により、自動車の保管場所の確保等に関する法律(昭和37年法律第145号)第4条第1項の規定に基づく自動車の保管場所の確保を証明する書面を発行するものとする。

2　市長は、前項の証明を発行するに当たり、芦屋市手数料条例(平成12年芦屋市条例第8号)に規定する手数料を徴収する。

備考

設定年月日	平成29年1月1日	**最終変更年月日**	令和5年4月1日